

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザルで実施しますので、次のとおり公募します。

平成26年4月4日

京都市長 門川大作

京都市ライフイノベーション推進戦略（仮称）の策定に関する「応募要領」

1 委託業務

京都市ライフイノベーション推進戦略（仮称）の策定に関する業務

2 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において、京都市競争指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者であつては、平成26年4月1日現在において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税及び水道料金、下水道使用料を完納していること。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (4) 団体又はその職員が暴力団の構成員でないこと。
- (5) 収支決算書及び現金出納簿等の会計関係帳簿等を整備できること。
- (6) 雇用契約書、出勤簿、賃金台帳などの労働関係簿等を整備できること。
- (7) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とするものではないこと。
- (8) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、反対することを目的とするものではないこと。
- (9) 本事業の趣旨を十分に理解し、委託事業を実施できる規模のスタッフを有し、委託事業を的確に遂行できること。
- (10) 個人情報の取扱いについては適正な保護措置を講じる体制を確保できること。

4 募集期間

- (1) 平成26年4月4日（金）から4月25日（金）までの午前9時から午後5時まで
ただし、市役所閉庁日は除く。
- (2) 受付期間の終了後においては、差し替え等、提出書類の内容の変更は受け付けない。

5 委託料の上限金額

4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

調査・資料作成をはじめ、委員会等の開催費用、委員謝礼に係る一式を契約金額に含むものとする。ただし、委員謝礼については、1回当たり11,137円（源泉所得税1,137円を含む。）、委員15名、計3回の委員会開催を想定し、見積を作成すること。

6 応募手続等

- (1) 提出書類については、以下のとおりとする。

（提出書類及び提出部数）

- ① 応募申請書（様式1）1部
- ② 提案書 10部
別紙「提案書作成要領」に基づき作成し、紙ベースで提出すること。
- ③ 類似業務実績一覧（様式2）1部
- ④ 見積書 1部（積算根拠がわかるように記載したもの）
- ⑤ 応募資格を満たすことを証明する書類1部
会社案内、登記簿謄本等、個人情報保護に対する公的な許諾証の写しや個人情報保護に対する取組状況を示す書類
- ⑥ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3箇月以内に発行：写し不可）
- ⑦ 使用印鑑届
- ⑧ 最近2箇年分の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行：写し可）
- ⑨ 最近2箇年分の市町村民税及び固定資産税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行：写し可）

※ ただし、3応募資格（1）に該当するものについては、⑦、⑧、⑨は省略できるものとする。

- (2) 提出期限

平成26年4月25日（金）午後5時（必着）

- (3) 提出方法

下記12の担当課まで直接持参又は郵送で行うこと。

(4) 注意事項

①応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

②失格となる応募申請書及び提案書

応募申請書及び提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

7 受託候補者の選定方法

- (1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。
- (2) 提案書に作成要領の提案評価項目表で示す事項が記載されていない場合、もしくは提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。
- (3) 京都市ライフイノベーション推進戦略（仮称）の策定に関する業務受託候補者選定委員会において、応募者から提出された提案書及び見積書について、「京都市ライフイノベーション推進戦略（仮称）の策定に関する業務受託候補者選定審査基準」に基づき、項目別に評価し、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託候補者の選定は平成26年5月中を予定している。審査結果は、文書により各応募者に通知する。

8 委託契約の締結

(1) 契約金額

提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

(3) 契約の締結等

- ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。
- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定した者とする。

9 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参又はFAXにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、軽

微な質問についてはこの限りでない。なお、FAXの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

(1) 提出先

下記12の担当課まで

(2) 提出期間

平成26年4月4日（金）から平成26年4月15日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、市役所閉庁日は除く。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、平成26年4月21日（月）までに、質疑があった方に対してメールで回答する予定であるので、連絡先（担当者名、アドレス等）を質疑書に必ず明記すること。

10 その他

- (1) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (6) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (7) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

11 今後のスケジュール(予定)

平成26年5月末 委託事業者の決定及び契約

平成26年6月中旬 第1回検討委員会を開催

(仕様書参照)

12 担当課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局新産業振興室（担当 大村・長井）

TEL 075-222-3324

FAX 075-222-3331

アドレス naqbb050@city.kyoto.jp